

ものづくり支援センターしもすわ
空工場活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町工業の振興を図るため、中小製造業者等が空き工場等を活用して製造業等の起業、新商品・新技術の開発等の事業を営む場合の工場等賃借料に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き工場等 用途地域区分で準工業地域又は特別工業地域において、前の入居者が退去した後又は物件が完成した後3カ月を経過しても入居者の決まらない工場、事務所等の施設(現状変更等により工場、事務所等として使用する施設を含む。)をいう。
- (2) 中小製造業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であって、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める製造業、情報サービス業を営む企業者、その他ものづくり支援センターしもすわ理事長(以下「理事長」という。)が特に必要と認める事業を営む企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小製造業者等のうち次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 事業に必要な許可等を取得していること。
- (3) 町内に工場等を有していないこと(町内に工場等を有している場合は、空き工場等を活用後も当該工場等において継続して事業を営むこと。)

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、中小製造業者等が、空き工場等を賃借して事業を営む場合の家賃及び地代とする。振り込み手数料を除く。

(補助額等)

第5条 補助額は、補助対象経費1回に限り交付する。ただし、年支払家賃額の10分の3以内とし、90万円を限度として、事業開始から1年以上経過していることを条件とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする中小製造業者等は、ものづくり支援センターしもすわ空工場活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、賃貸借契約書の写し、領収書を添付し、事業開始から1年経過後2ヶ月以内にもものづくり支援センターしもすわ理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 理事長は、前条に規定する申請書の提出を受けた時は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわ空工場活性化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

平成24年4月1日一部改正

様式第2号

ものづくり支援センターしもすわ
空き工場活性化補助金交付決定通知書

年 月 日

様

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 原 雅 廣

年 月 日付で申請のありました、ものづくり支援センター
しもすわ空き工場活性化補助金の交付につきまして、次のとおり決定したので
通知いたします。

1 交付決定額 金 _____ 円